位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とすることとした。

(二)　過疎地域（第二条関係）

昭和五〇年から平成二七年までの四〇年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、平成二九年度から令和元年度までの三箇年度平均の財政力指数が〇・五一以下であること等の要件を満たす市町村の区域を「過疎地域」とし、主務大臣は、当該市町村を公示するものとした。

(三)　特定期間合併市町村に係る一部過疎（第三条関係）

特定期間合併市町村（平成一一年四月一日から令和三年三月三一日までの間に、市町村の合併により設置された市町村等のうち過疎地域の市町村以外のものをいう。以下同じ。）であって、平成二九年度から令和元年度までの三箇年度平均の財政力指数が〇・六四以下であること等の要件を満たすものについては、特定期間合併関係市町村（平成一一年三月三一日に存在していた市町村であって、同年四月一日から令和三年三月三一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。）の区域（平成一一年四月一日から令和三年三月三一日までの間の市町村の合併の日の前日における市町村の区域をいう。以下「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、昭和五〇年から平成二七年までの四〇年間の人口減少率が一定以上等である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用することとした。

(四)　過疎地域の持続的発展のための対策の目標（第四条関係）

過疎地域の持続的発展のための対策は、(一)の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、多様な人材を確保すること等の目標に従って推進されなければならないこととした。

(五)　国の責務（第五条関係）

国は、(一)の目的を達成するため、(四)の目標として掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとした。

(六)　都道府県の責務（第六条関係）

都道府県は、(一)の目的を達成するため、(四)の目標として掲げる事項につき、一つの過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとした。

2　過疎地域持続的発展計画

(一)　過疎地域持続的発展方針（第七条関係）

(1)　都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項等について定める過疎地域持続的発展方針（以下単に「持続的発展方針」という。）を定めることができることとした。

(2)　都道府県は、持続的発展方針を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。

(3)　都道府県は、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとした。

(二)　過疎地域持続的発展市町村計画（第八条関係）

(1)　過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定める過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができることとした。この場合において、当該市町村計画に定める事項のうち一定の事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならないこととした。

(2)　過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならないこととした。

(三)　過疎地域持続的発展都道府県計画（第九条関係）

(1)　都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、過疎地域の持続的発展に関する目標等について定める過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができることとした。

(2)　都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとした。

3　過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置

(一)　国の負担又は補助の割合の特例等（第一二条及び第一三条関係）

(1)　市町村計画に基づいて行う事業のうち、教育施設等に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例を定めることとした。

(2)　国は、市町村計画に基づいて行う小中学校の統合に伴う教職員住宅の建築事業について、その経費の一〇分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように交付金を算定するものとした。

(二)　過疎地域の持続的発展のための地方債（第一四条関係）

過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業等を行う者に対する出資及び市町村道等の施設の整備並びに住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるものの実施に必要な経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとし、その元利償還費の一部については、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとした。

4　過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置

過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置として、次に掲げる事項に関する措置を講ずることとした。

(一)　基幹道路の整備（第一六条関係）

(二)　公共下水道の幹線管渠等の整備（第一七条関係）

(三)　高齢者の福祉の増進（第一八条及び第一九条関係）

(四)　医療の確保（第二〇条関係）

(五)　株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（第二一条関係）

(六)　沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（第二二条関係）

(七)　減価償却の特例（第二三条関係）

(八)　地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第二四条関係）

5　過疎地域の持続的発展の支援のための配慮

過疎地域の持続的発展の支援のため、次に掲げる事項に関する配慮の規定を設けることとした。

(一)　移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保（第二五条関係）

(二)　農林水産業その他の産業の振興（第二六条関係）

(三)　中小企業者に対する情報の提供等（第二七条関係）

(四)　観光の振興及び交流の促進（第二八条関係）

(五)　就業の促進（第二九条関係）

(六)　情報の流通の円滑化等（第三〇条関係）

(七)　地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保（第三一条関係）

(八)　生活環境の整備（第三二条関係）

(九)　保育サービス等を受けるための住民負担の軽減（第三三条関係）

(〇)　教育の充実（第三四条関係）

(二)　地域文化の振興等（第三五条関係）

(三)　再生可能エネルギーの利用の推進（第三六条関係）

(三)　自然環境の保全及び再生（第三七条関係）

(四)　農地法等による処分（第三八条関係）

(五)　国有林野の活用（第三九条関係）

(六)　規制の見直し（第四〇条関係）

6　雑則

(一)　旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例（第四一条及び第四二条関係）

(1)　旧過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下「旧